

地域限定型 規制のサンドボックス制度による 自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験 （国家戦略特別区域法第25条の2から6）

規制改革の内容

特例措置前

- ・自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用などの実証実験を行うには、関係省庁等の許可等を個別に受ける必要
- ・先進的になればなるほど、実証実験までに関係者との相当の調整が必要

特例措置

- ・国・自治体・事業者の三者が一体となって、代替的な安全確保措置等も含めた実験内容の「区域計画」を作成し、**認定**を受ける
- ・一括して各法の許可等があったものとみなすことなどとする

効果

- ・手続きの一体化、柔軟化
 - ・地域理解の促進
- 安全を確保しつつ、より迅速・円滑に先端的な実証を実施**

規制改革の概要

実証実験までの流れ

要望

近未来技術実証

〔自動車の自動運転、無人航空機、これらに関連する電波利用〕

特例措置

- ・関連4法の特例
- ・道路運送車両法
- ・道路交通法
- ・航空法
- ・電波法

区域計画策定

区域計画の認定により、一括して各法の許可等があったものとみなす等

・**区域会議等を活用し迅速な合意形成**

特区事業の実現

- ・技術実証評価委員会の評価・監視
- ・従来どおり、既存法令にも基づき安全確保

